

香芝市告示第 1 5 3 号

受益者負担割合基準表を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

受益者負担割合基準表

- 1 下記の表は基準割合であり、下記事業以外の事業を行う場合には工事施工区域に係る受益者及び施設の利用の状況等勘案して負担割合を定める。
- 2 受益者負担金額は千円未満切り捨てとする。

記

事業名			受益者負担割合
香芝市県営土地改良事業分担金徴収条例に基づく事業			当該事業費の 1 0 分の 1
香芝市市営土地改良事業賦課金徴収条例に基づく事業			当該事業費の 1 0 分の 1
香芝市農林事業分担金徴収条例に基づく事業	奈良県農地及び農業施設災害復旧事業	農地	当該事業費の 1 0 分の 2 . 5 以内
		農業用施設	当該事業費の 1 0 分の 1 以内
	土地改良施設維持管理適正化事業		当該事業費の 1 0 分の 2
	県単独土地改良事業	ため池	当該事業費の 1 0 分の 4 . 5 (財産区財産及び財産区財産に準じる財産の場合にあっては、当該事業費の 1 0 分の 2)
		農道	当該事業費の 1 0 分の 4 . 5 (財産区財産及び財産区財産に準じる財産の場合にあっては、当該事業費の 1 0 分の 2)
		ため池等かんがい施設に係る防護柵	当該事業費の 1 0 分の 2 (財産区財産及び財産区財産に準じる財産の場合にあっては、当該事業費の 1 0 分の 1)
	森林管理事業		当該事業費の 1 0 分の 1

備考 香芝市県営土地改良事業分担金徴収条例に基づく事業及び香芝市市営土地改良事業賦課金徴収条例に基づく事業のうち、防災又は減災を目的とする事業については、受益者負担を求めないものとする。

以 上